

社会福祉法人 青鳥会

理事及び監事の報酬等の額について

役員等（評議員を除く。）に対して、各年度の総額が 500 万を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等報酬等支給基準に基づき算定した額を、報酬として支給することができる。

○施行年月日

令和元年 6 月 13 日

社会福祉法人 青鳥会

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青鳥会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、法人の設置する委員会の委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとし、報酬の額は、別に定める社会福祉法人青鳥会報酬等支給基準に基づき、別表1の通りとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、非常勤理事長及び常勤理事に毎月支給するほか、理事会等会議及び委員会並びに研修に当日出会又は参加した役員等にその都度支給する。又、法人・施設・事業所の運営に係る業務のための出勤については、月末に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため旅行する時には、費用弁償（その旅行が在勤地内を除く。）を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給については、法人旅費規程によって支給する。

附則

平成29年6月22日から適用する。

この規程は、令和元年6月13日から施行する。（令和元年6月13日改正）

(別表1)

区分		報酬	
理事長等報酬	理事長	月額	120,000円
	常務理事（事務局長）	月額	100,000円
	理事（事務局次長）	月額	30,000円
	理事（業務執行理事）	月額	10,000円
理事会等会議への出席	役員など	日額	10,000円
法人・施設業務のための出勤		1時間当たり	5,000円
監事監査	監事	日額	30,000円
所轄庁監査立会い		4時間以上	20,000円
		4時間未満	10,000円

社旗福祉法人青鳥会
役員等報酬等支給基準

社会福祉法人青鳥会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員並びに法人の設置する委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する役員等報酬等支給基準を以下の通り定めることとする。

1 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

法人では、下記の各号に該当する場合に支給し、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

- (1) 理事会、評議員会に出席した場合
- (2) 法人の設置する委員会に出席した場合並びに施設整備等に係る入札会に入札立会人として出席した場合
- (3) 所轄庁主催の研修等に参加した場合
- (4) その他、法人が必要と認める会議・研修等に参加した場合
- (5) 法人事務局・施設・事業所（以下「事務局等」という。）の運営に係る業務のための事務局等への出勤
- (6) 理事長及び常務理事等としての業務

2 報酬等の額の算定方法

- (1) 非常勤理事・監事・評議員について

①理事会等会議、委員会、研修に出席した場合に、10,000円と交通費を支給する。

支給の根拠は、理事会等会議及び委員会等が2時間程度開催されることから、その日当として2時間分10,000円（1時間当たり、5,000円）と交通費1,000円（鹿児島市外の場合は、3,000円）とする。

- ②非常勤理事及び監事並びに評議員（以下「非常勤理事等」という。）

が法人・施設業務のため出勤した場合に、1時間当たり5,000円と交通費を支給する。支給の根拠は、1時間当たりの日当を上記①と同額とし、勤務時間が一律でないことから、勤務時間に応じてその日当として支給することとする。交通費の額は、上記①と同額とする。

- ③監事監査を行った場合並びに所轄庁の指導監査に立ち会った場合に、30,000円と交通費を支給する。

支給の根拠は、監事監査や所轄庁の指導監査が6時間程度行われる

ことから、その日当として 6 時間分 30,000 円（1 間当たり 5,000 円）支給することとする。交通費の額は、上記①と同額とする。

（2）理事長及び常勤理事について

①理事長の報酬については、月額 12 万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等週 1 回以上の勤務と理事会等出席の日当とする。

ただし、交通費については、実費を支給する。

②常務理事兼事務局長の報酬については、月額 10 万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月 40 時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

③理事兼事務局次長の報酬については、月額 3 万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月 12 時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

④業務執行理事の報酬については、月額 1 万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月 4 時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

3 支給の方法

理事会等会議及び委員会等に、当日出席した役員等にその都度支給する。又、理事長及び常勤理事の報酬と法人・施設業務のための出勤の日当については、月末（22 日）に支給することとする。

4 支給の形態

現金を支給する。ただし、役員等から申し出があった場合は、口座振替により支払うこととする。

（附則）平成 29 年 6 月 22 日から適用する。

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

令和元年 6 月 13 日から適用する。

令和 2 年 6 月 18 日から適用する。